

令和8年度 草津市が発注するコンサルタント業務等にかかる 入札参加資格審査申請を行う方へ

1 申請対象者

令和8年度に草津市が発注するコンサルタント業務等の競争入札に参加を希望する方
・新規申請の方もしくは希望業種を変更される方

※草津市の令和7年度入札参加資格者名簿に掲載されている方で、希望業種の変更がない場合は、有効期間が2年間のため申請は不要です。

2 資格の有効期間

- (1) 市内業者・市外業者：令和8年4月1日から令和9年3月31日

※市内業者、市外業者ともに有効期間は、中間年のため1年間となります。

3 審査基準日

原則 直前決算日

4 入札参加資格要件について

審査基準日において、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 入札参加を希望する業種により、下記の要件を満たすこと。

- ①建設コンサルタントは建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項により登録を受けていること。（入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。）
- ②地質調査は地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項により登録を受けていること。（入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。）
- ③建築設計監理は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けていること。（入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。）
- ④設備設計監理は建築設備の設計および監理を業としていること。
- ⑤補償コンサルタントは補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項による登録を受けていること。（入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。）
- ⑥測量は測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定により登録を受けていること。（入札に参加する支店・営業所等において資格を有していること。）
- ⑦一般調査は建設工事に係る調査業務を行う場合で上記①から⑥に掲げる者以外の事業者。

- (2) それぞれの登録業種に応じた法定技術者（これと同等以上の有資格者を含む。）を1人以上有していること。
- (3) 市内業者として登録しようとする者は、草津市内に本社または本店を有し、かつ営業の拠点としての機能を有していること。
- (4) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者に該当しないこと。(5) 次のいずれかに該当しないこと
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - ④役員等（競争入札に参加する法人の代表者もしくは役員、これらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人または経営に実質的関与している者をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - ⑤競争入札に参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - ⑥暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- (6) 草津市税等を滞納していないこと。
- (7) 草津市内に所在する事務所、草津市内に在住する法人の代表者および役員（監査役を除く）、個人事業主が草津市水道料金、下水道使用料について完納していること。
- (8) 草津市に在住する法人の代表者および役員（監査役を除く）、個人事業主が市営住宅に入居している場合は、市営住宅にかかる家賃を完納していること。

5 業種区分

- (1) 測量は、測量法第10条の2に規定する業務です。
- (2) 地質調査は、地質調査業者登録規程第2条に規定する業務です。
- (3) 建設コンサルタントは、建設コンサルタント登録規程第2条別表上欄に掲げる登録部門に係る業務です。
- (4) 補償コンサルタントは、補償コンサルタント登録規程第2条別表に掲げる登録部門に係る業務です。
- (5) 建築設計監理は、建築士法第23条に規定する業務です。
- (6) 設備設計監理は、空調や電気等の建築設備にかかる設計監理業務です。
- (7) 一般調査とは、上記(1)から(6)以外のもので、建設工事に関連する調査、分析等の業務です。

6 部門区分

業種区分ごとに設ける部門区分は下表のとおりです。

業 種 区 分	部 門 区 分
測量	測量一般、地図の調製、航空測量
地質調査	
建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、廃棄物
補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償及び特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
建築設計監理	
設備設計監理	計画、意匠、構造、冷暖房、空調、衛生、電気、積算、造園
一般調査	水質、大気質、TV調査、漏水調査、潜水調査、経済調査、分析・解析、騒音調査、振動調査、日照調査、電波調査、土壌調査、交通量調査、猛禽類調査
	上記以外の一般調査業務

7 提出書類について

滋賀県に提出が必要な書類と草津市に提出が必要な書類があります。

○滋賀県に提出が必要な書類

提出書類、提出方法、送付先等については、各県内コンサル、県外コンサルタント等業務用申請マニュアルをご確認ください。

○草津市に提出が必要な書類

草津市に提出が必要な書類	必要部数	提出対象者
使用印鑑届兼誓約書 (草津市様式2)	1	・共同受付以降に、当該書類を提出されたことがない方 ・使用する印鑑が変更となる方

○草津市への提出方法・・・下記宛先へ郵送にて送付してください。

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

草津市役所 契約検査課 入札参加確認書類(コンサル)受付担当

○提出における注意事項

- ・電子申請後、速やかに滋賀県および草津市に書類を提出してください。
- ・草津市に提出する書類についてはA4版ファイルに綴じ込むことは不要です。クリアファイルに入れて提出してください。

8 電子申請（草津市個別情報登録（コンサル））の注意事項

○業者番号【入力必須】

- ・業者番号は電子入札システム番号（9桁）と同じになります。現在、登録いただいている方は下記草津市ホームページの登録業者一覧に記載していますので確認ください。

[草津市トップページ](#)→[くらし・手続き](#)→[産業・ビジネス](#)→[入札・契約](#)→[登録業者一覧](#)

- ・過去草津市に登録があったものの、現在登録がない業者については、過去に使用していた電子入札システム番号を入力してください。
- ・草津市に新規で登録を希望される方は任意の数字を入力してください。

○入札参加営業所【支店・営業所等で登録する場合必須】

- ・登録する場合は各支店・営業所等において資格要件を満たしている必要があります。

○市内業者区分【入力必須】

- ・本社が市町内…本社または本店が草津市内に所在する事業者（市内業者）
- ・本店以外の入札参加営業所が市町内…支店または営業所が草津市内に所在する事業者
- ・それ以外…草津市内に本社、支店等が所在しない事業者

○希望工種【入力必須】

- ・参加希望業種数の制限はございません。
- ・**実績高整理表タブは全者入力必須です。**
- ・個別情報画面の希望有無欄でチェックを入れた業種区分については、実績高整理表の部門区分の申請有無欄のいずれかにチェックを入れて整合性を図ってください（地質調査や建築設計監理など部門区分がない場合も実績高整理表の希望有無にチェックを入れてください）
- ・申請提出後において入札参加資格審査申請事項に変更があった場合、申請受付期間の翌年の1月第2週中までに修正申請を行ってください。

9 その他

- (1) 書類の不備により受付できないことがあります。
- (2) 申請内容または添付書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。
- (3) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成し、提出してください。
- (4) 有資格者名簿の公表
申請に基づき作成した「入札参加有資格者名簿」は申請対象年度の4月1日より草津市役所およびホームページで公表します。
- (5) 草津市電子入札システムへの登録について
草津市では、すべての競争入札を電子入札で執行しています。つきましては、今回の競争入札参加資格申請にかかる審査が完了しましたら、電子入札に参加できる

よう準備をしてください。

4月になりましたら、市ホームページで事業者番号を確認し、その番号で草津市への登録手続きをしてください。

ただし、すでに登録が済んでおられる方は、手続きの必要はありません。

なお、やむを得ない事情がある場合を除いて、紙入札での参加は認められませんのでお早めに御準備ください。詳細については、下記のホームページに記載しています。

【草津市役所ホームページ】

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/sangyobusiness/nyusatsu/denshinyusatsu/denshinyusatsu.html>

(6) 源泉徴収について

個人事業主の方のうち、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する方に対し、委託契約などにかかる報酬や料金をお支払いする際に、所得税を源泉徴収する場合があります。

詳しくは、実際の契約時に草津市役所職員課または税務署へ直接おたずねください。
(株式会社などの「法人」は対象となりません。)

10 問い合わせ先

草津市役所 総務部 契約検査課

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-2307 FAX：077-561-2490

E-mail：keiyaku@city.kusatsu.lg.jp